

湯浅地域の寺院史料の考察

——被差別部落寺院の起源の史料を中心に——

吉 田 徳 夫

湯浅町の施無畏寺・福蔵寺・最勝寺、広川町の教専寺の四箇寺を廻り、中世・近世初頭の寺院史料を拝見させて頂く機会があった。施無畏寺で拝見させて頂いた文書は寺院史料ではなく、中世武士団の史料である崎山家文書である。福蔵寺・最勝寺・教専寺の三箇寺は何れも真宗寺院であり、福蔵寺には同寺の文書と同寺が管理する仙光寺の文書、被差別部落寺院である教専寺には同寺の文書と同寺に寄託された檀家の文書が各々所蔵されている。何れも所蔵者の御好意により、この文書群の中から中世末期から近世初頭にかかる注目に値する史料の紹介と考察を行う。最勝寺の文書は『北栄のむかし』に収録されており、ここでは同書から必要限り引用する。

一、崎山家文書

崎山家文書は鎌倉時代の湯浅党の文書として注目されてきた。『和歌山県史』中世史料(二)に崎山家文書が載せられているが、その際に崎山家文書の原本について調査が出来なかつたため、東京大学史料編纂所が所蔵する影写本に基づいたと記されている。近年、有田郡田殿の崎山家が絶家となり、湯浅党と密接な歴史を持つ施無畏寺に崎山家文書の原本が寄託された。また『紀伊続風

土記』にも『崎山家文書』が収められており、『和歌山県史』に載っていない文書も『紀伊統風土記』に収められている。今まで分散的に史料の紹介が行われてきた訳である。

施無畏寺に寄託された「崎山家文書」には鎌倉期の湯浅党関係の文書の案文集である「系譜」一巻と、豊臣秀吉の高麗侵略の関係文書の他に、戦国期の文書が四通、天正十三年の合戦記、宝暦六年に作られた崎山氏の「由緒」が含まれている。この内、戦国期の二点の古文書と合戦記は『和歌山県史』や『紀伊統風土記』にも載せられていないため、その紹介を行う。

(一) 花田盛家・神保武連署書状(折紙)

今度者、此方人御同心祝着之至候、知行等儀、西方吉見并酒勾拘置候分、一敷不入(職力)ニ参置候、此意萬事馳走頼入申、恐々謹言、

花田彦九郎

天文十六年

盛家(花押)

十一月十日

神保宗五郎

中村又三郎殿

武(花押)

遺之候、

(二) 湯川直春書状(折紙)

就其庄辺不儀、人数越置候処、本意成立、満足不過之候、併兩人依馳走如此候、猶從芸州可令申候、謹言、

九月三日

直春(花押)

崎山藏人入道殿

花光善兵衛尉殿

崎山七郎太郎殿

右の(一)号文書は畠山の家臣団の書状であり、中村又三郎の所領を一職に入として安堵する内容である。宛名の中村又三郎については不詳である。(二)号文書の添状が『紀伊統風土記』に収められた「崎山家文書」の中にある。それは次の「湯川宗慶書状」である。

今度御人数被越置其庄之儀、悉被成御放火、御祝着候、別而兩人以馳走如此成立候、後日之儀無越度様、才覚専用候、以御直書被仰候、能々意得可申由に候、恐々謹言、

湯川安芸入道

宗 慶 判

九月三日

崎山七郎太郎殿

崎山藏人入道殿

『紀伊統風土記』に収められた「崎山家文書」に、永禄七年十二月十五日付の崎山七郎太郎宛の湯川直春起請文がある。そこには「对当家数代忠節之儀、先以弥無別儀、可有馳走通祝着候」と記し、永禄年間に崎山氏が湯川氏の一揆に加わっていた事が分かる。

次に紹介する「湯川直春落城」は、天正十三年に崎山氏の一揆方に付いて豊臣方の軍勢と闘い、湯浅地域に於ける合戦を詳しく記した軍記物である。『大日本史料』十一—十四に近世初頭の「崎山氏由緒書」・「崎山文書」・「崎山家記」・野田系図の三点の史料が載せられている。施無畏寺に所蔵される田殿の崎山家文書の中には、右の「由緒」と同一の文書の他に、「湯川直春落城」と表紙に記し、紙数にして十枚の冊子がある。この冊子の内容は天正十三年の湯川、豊臣の合戦記を崎山氏の戦闘を中心に記し、「広と湯浅の堺河原」における合戦を記したものである。既に紹介されている「崎山家記」と「崎山氏由緒書」との両本が同じ合戦記に当たり、『大日本史料』では「崎山家記」を所載し、「崎山氏由緒書」を用いて校合している。この「崎山家記」と「湯川直春落城」の両本とも奥付の年記は元和三年三月であり、宛名として記載されている名前も崎山時頼・同亀千代と共通して

いる。これと比べて「崎山氏由緒書」の奥付は元和三年四月であり、宛名も右の両本の宛名に加えて楠木弥次右衛門の名が加えられている。この「崎山氏由緒書」と同じものが萩原崎山家に残っている。⁽¹⁾ 崎山家の天正十三年の合戦記には二種類の写本系統があることになる。「崎山家記」と「湯川直春落城」とでは、若干の字句の相違が有るが、史料の内容は同じであり、重複の嫌疑が有るがここに紹介する。

湯川直春落城(表紙)

天正の比、紀州日高の地頭惣大将湯川居城は日高小松原、其幡下和佐村湯川か聳玉置取出の城ニ居住、有田郡湯浅ニ白樫、石垣ニ湯川舎弟屋形有、此臣下ニ神保、下津野ニ片田、是ハ玉置縁者也、亦宮崎、是ハ貴志か縁者也、宮原ニ畠山、保田ニ貴志、是ハ畠山従弟也、如此候処、

玉置・白樫・神保此三人、秀吉公へ御味方被頼、湯川ニ別心有、天正十三年三月廿日居城にて幡を上、其此広浦ニ湯川方崎山党の侍三拾人斗居住ス、是等の者共白樫が心替の躰を見付而、思々にかけて出シ、広と湯浅との堺河原にて合戦有、白樫方江首式つ取、広方へも首老つ取候、白樫は多勢なれば追まくり、広に打入焼払、広勢ハ日高湯川本城に引、又日高には同廿三日玉置幡を揚しかは、坂の瀬川原ニ合戦始り候、湯川大きに驚、湯川左大夫、池田帯刀・田家次部大夫大将ニ而三百斗、広勢ニ指加り、同三月廿一日卯ノ刻、小松原を打立、鹿瀬の坂すぢかひに越、広八幡宮壇ニ而人数を揃申内に、白樫方鷹の羽の印をさし、広の在郷へ打入乱妨いたし候、

湯川勢のなかに、岩崎甚助是を見て申候、名嶋表にて取切討取可申由頼申候、右三人の大将申様、名嶋表ニ而合戦仕候ハ、定而白樫の城ハ大勢蒐、なかに取こめられて不可然、合戦明旦致と申、甚介聞も不入、只一騎蒐出せば、一手の者共五六拾人、名嶋表にて取切散々ニ追散し、首数七つ取かへらんとする処へ、白樫か城ハ百四五十計あまさし曳なとかけ来ル、甚助少も不騒取て返し懸向、爰に鹿瀬の方ハ紺地に蕙の葉の馬印持せし武者二騎、其勢六七十人蒐続て、是ハ日高の住人崎山弥五郎・同嫡子弥左衛門也、加勢申は甚介殿と、かけ違入ちかひ散々に戦たり、白樫方も多討れ防かねて颯と引、岩崎も崎山も川を渡し

て追懸しか、味方続きかね候へは、無力此小勢にて城を責む事、偏に犬死たるへし、長追するなど、城の前堤の上に駒を免あけ、大音揚て名乗ける者、先にかけしは岩崎甚助、後にかけしは先年鞍かたは長尾の城にて其名を世上にあけたりし崎山飛騨入道西室か孫、崎山弥五郎・同嫡子弥左衛門也、我とおもはん人々は免出討留ぬかと呼はりて、駒しつしつとあゆませて、味方の陣に引たるは大やうにミへし、

扱本陣二帰、甚助申様、此いきおひに白樫か城に取かけ、一戦可有由申、三人の大將味方小勢にて不可叶、日高今加勢を乞、明廿二日合戦可致と相定申内、太閤今白樫か城へ加勢二千石権兵衛・中村孫平次兩大将二而大勢加り申候、其上日高玉置騷候間、先白樫の城を差置、人数を日高揃越申様二と湯川本城今使者参候付、其夜諸勢皆々日高へ引取申候、中にも崎山弥五郎、法藏寺の門前にて駒を扣て、岩崎にむかひ申様、扱々白樫程の小城をせめずして時を移し、剩敵に加勢をつけ、無下二曳事の口惜哉、さりながら賁殿今日の御働万利四天と存候、然者御寺ハ代々我等か菩提所にて、殊昨日湯浅川原にて討死仕候一門の廻向致、如来へ御暇乞申度候と申ければ、こは忝も被仰候ものかな、拙者社多勢に罷成候故、死を遁申事偏に御影にて、寔氏神八幡宮と奉存候、殊御子息十八才の御働驚入て社候へ、相待御供申度候得とも、諸勢統候間、御先へ参候と礼儀をなして分れ行、弥五郎父子御寺へ参、手を合、死骸は何国にて曝候とも、魂は御寺へ参可申候間、修羅の苦患を助させ給也、南無阿弥陀仏、昨日より討死致せし一門の為と、心静にゑかふして、あとより引越申候、

明れは天正十三年三月廿三日、広今来候勢四百人、熊野今今朝参着申候勢三百人、都合七百人和佐村表へ差向たる、小松原には太閤に対して不可叶、如何あらんと評謎まぢちに而、不埒の処、廿三日巳ノ刻、広に残りし梶原平次郎・崎山弥八郎兩人大息次而馳来、扱白樫・片田兩人にて御山越に玉置加勢参候、又千石権兵衛・中村孫次と宮崎の一党、大勢船にて廻り申候、上方勢何万騎とも見へ知不申候、早く熊野へ御落可燃奉存候と申上ル、丸山天守今見候へは、早数百艘の兵船、日高濱又塩屋浦より思々ニ揚けり、又原谷につけ置し物見とも免出申様、貴志殿とやらん大勢二而寄来候と申、湯川も今は力なく城に火をかけ、自害せし様二見せ、惣人二紛てをちたまふ、

是をもしろす岩崎甚助・崎山弥五郎父子・関嶋左近・畠山勘四郎・玉置彦太郎・市野瀬五郎左衛門・新庄梶之助、坂野瀬河原打破、玉置か城にせめ入、爰を最期とて戦たり、新庄目早キ人なれば斯を見よと申されければ、ふりかへり見れば小松原天守も本城も一遍の煙、大に焼あかり、敵方々に満々たり、今は何をか戦ぞ、何方へ成共引やとて、おもひくゝに落行けり、岩代にて湯川殿三追付申、田辺又塩見峠の戦にも、不被討候故に今越たり、其後所々の城々皆太閤のために落城して、跡は本の野山と成、人間の富貴水中の淡といへり、夢とやせん、浅間敷かりし者ともなり、

小松原の城湯川十四代にて、天正十三年三月廿日より合戦始、同廿三日落城す、纔四日二亡候也、増て此度其方達討とも無討とも、少も命を不可惜、併此度命無恙、在所二戻り候ハ、只斯我々代々弓矢取候身なり、孫々は可見者也、

元和元年三月

崎山氏時忠

崎山時頼殿

同亀千代殿

(裏表紙)

紀州日高郡萩原村東光寺居住ス

一代、崎山飛驒入道西室 男子五人、女子三人、

但シ鞍賀多和・長尾之大将也、

二代、崎山弥四郎、屋敷東光寺也、男子四人内式人原谷住ス、女子式人有也、

三代、崎山弥五郎、屋敷同断、男式人、但シ弥左衛門・弥次右衛門

四代、崎山弥左衛門、屋敷同断、男子三人、女子三人、

但シ百姓致、

五代、同弥左衛門、男子五人内、三人広二住ス、

六代、作助、同所同断、男子四人、女子三人、

二、福蔵寺文書

近世の福蔵寺は湯浅地域に於ける浄土真宗の有力寺院であり、中世末期には西国でも六十四箇寺があったという伝承が『福蔵寺諸記』に記されている。また明治四十五年の『由緒書写 龍頭山福蔵寺』には日高郡に二十ヶ寺、有田郡に十六ヶ寺が有ったと記している。後者の末寺数は近世の福蔵寺の末寺数を引き継いで記された数字と考えられる。同寺の文書も分散的に紹介され、既に紹介されてきた分は『紀伊続風土記』に次に掲げる(一)から(三)号文書の三点、高野山史編纂所編『高野山文書』に(二)と(四)・(五)の三点の文書である。調査の結果、福蔵寺文書全体としては中世末期から近世初頭の合計五点の古文書が存在しており、同寺の文書全体は既に紹介されている。この機会に福蔵寺の文書全体をまとめておきたい。

五点の文書全体を包む紙は現在二枚あり、次の記載がある。

(包紙)

「衣奈浦・湯浅村両所之御免許状

三通、外は書状二通」

「征夷大將軍

義澄公尊氏公十一代、湯川中務少輔源直春

丹波守直次父二候」

(二) 湯川直春判物(堅紙)

於衣奈之庄内、道場之建立儀二付、垣内不入成置免許候、縦彼庄余方江雖申付候、道場之儀者、直春可下分候、然者向後門徒中同前不可存如在儀、肝要候、仍後日状如件、

湯浅地域の寺院史料の考察

永禄十一戊辰

直春(花押)

卯月廿八日

福藏寺

(二) 湯川直城書状(折紙)

就新寺御取立、傍役之儀、委細承候、其段重々雖有存分、連々承候条、此方之儀ハ、御等閑有間敷候、委曲野口平左衛門可申候、後日之証文如件、

永禄十一年

五月廿三日

直城(花押)

衣奈

福藏寺

床下

(三) 野口平左衛門書状(折紙)

よし近日可罷越条、万事可申承候間、大方申候、

先度者、為御音信、淨越御出、殊更御心懸祝着被申候、将又就御寺之儀、数度承候通申候、思案可被申候へ共、貴所別而無御等閑候間、承候次第二同心被申候、御判参置候、委細者上山主計方へ申候条、不能詳候、恐惶謹言、

五月廿三日

野口平左衛門

重良(花押)

衣奈

福藏寺

御返報

(四) 須金右衛門書状(折紙)

猶以河原屋敷之事候間、異存有間敷候、仍右共ニ以上、

福蔵寺道場屋敷之事、帳外之儀候間、無別儀運之置候条、可有其心得候、恐々謹言、

天十八

十二月三日

須金右衛門

家次（花押）

湯浅

福蔵寺

御同宿中

(五) 浅野幸長判物（堅紙）

有田郡湯浅村福蔵寺屋敷分、老石八斗五升之所、今免許者也、仍如件、

慶長六

十二月六日

左京大夫

幸長（花押）

福蔵寺

福蔵寺には以上の古文書の他に二点の由緒書が所蔵されている。一つは近世末期に同寺の住持の瑞空が編纂した『福蔵寺諸記』であり、一つは明治四十五年に本山に提出された『由緒諸写 龍頭山福蔵寺』である。『福蔵寺諸記』は前後二つの部分から構成され、前半部は中世末期の開基から近世末期に至る同寺の沿革史であり、後半部は近世に同寺が作製した書札と証文の写しである。ここでは沿革史の中でも、中世末期から近世初頭の寛文年間に至るまでの部分を紹介することにする。

抑当院之早創開基之濫觴を尋に、先祖者六孫王経基之末裔に而、信州更級郡松代之住人平林正友と申牟人也、所紛有而、御当国在田郡宮原之庄瀧ヶ原ニ移住す、然ル処嫡子正次三拾三歳、文明年中、本願寺御代八世之善知識信證院殿蓮如上人、海士郡冷水浦に御下向被遊、御唱導に及、令参詣、御勸化を奉拝聴、宿善之時いたり、速に浮生の無常を弁へ、御弟子と成、御剃刀頂戴し、法名浄見と被下、従夫朱鞘の両剣を懐中して、我屋に帰ければ、妻子は惘而詞を出す泣けるに、浄見制し而いわく、

汝等能聞へし、武道は是迄我弓馬・長剣を執ては、浮生の怨敵は禦へし、樊噲・項羽か勇力をも怖さるも、五道者冥、官近くは此世の無常也、婆婆夢現の光景、永劫不壞の快樂、満足の道理、聴聞の一器、写瓶一二に教化せしかば、妻子も乍宿因披ケ、諸共に冷水に詣て、御勸化を拝聴し、無上の信者と成けるを不思議に難有けれ、斯而宮原にかへり、諸人を勸化し、道場建立して、弥増に御法流奉悦ける、二代祐尊、三代浄頭、四代浄祐、五代浄超、此父子永禄年中南海土郡衣奈村ニ而、湯川直春公より寺屋敷免許之証文成給り、道場建立す、此節迄西国辺六拾四ヶ寺末山有之候処、遠境故支配届かたく、六ヶ敷と御断申上、御本山江差上候、其後天正年中、当村江引越、寺致建立、須金右衛門家次殿ハ寺屋敷諸役免許之証文成給候、次に浅野左京の太夫幸長公ハ同免許之証文成給候、其後南龍院様被遊 御入国御改、当御代迄不相替御免被下、尤年頭御札勿論、御法会并不時 御目見等相勤来候、千万難有次第ニ奉存候、

一、白檜左京殿奥は浄空師の伯母也、依之浄空師ハ幼稚ハ左京殿養子と成、左京殿は湯浅ニ而被致死亡候、其後浄空師の兄図寝ニ而、血脈及改儀ニ付、寺に帰り被致相続候、

一、寛文三癸卯十月六日火災ニ而、当村不残及回禄候節、寺致類焼す、浄空師十八歳修学のため上都也、留守故、 顕如様ハ浄超後家致頂戴候九字十字 御名号并御書、且又下間兩人の悦状、将亦白檜・平林両家の系図、感状并武具馬具等、其外相伝之古記・寺之什物悉致焼失候、

一、瑞龍律師乃北堂ハ常照院妙尊也、和歌山御家中、知千石近藤平左衛門娘に姉有、熊野新宮岩手九左衛門江被嫁、妹は神谷藤左衛門江被嫁候、

(下略)

以下は近世に於ける福蔵寺の歴代の記録と教訓であり、これは省略する。右の『福蔵寺諸記』に依れば、福蔵寺の開基者である平林正友は蓮如の勸化に従い文明年間に真宗門徒となつたと言ふ。このことを明らかにする他の文献はないが、五代目の「浄超」の時、「永禄年中南海土郡衣奈村ニ而、湯川直春公より寺屋敷免許之証文成給り、道場建律す、此節迄西国辺六拾四ヶ寺末山有之

候」とあり、永禄年中に現在の由良町の衣奈浦に於て道場が建立されたと記している。これに関係する文書が先に掲載した(一)から(三)号の文書であり、福蔵寺の創建を示す確かな記録である。(三)号文書に依れば、五代目住職とされる僧侶の名前が「浄越」と記されている。近世には、名前が「浄越」から「浄超」へと誤って伝えられていることになる。右の(一)号の湯川直春判物に依れば、福蔵寺は「道場之建立儀ニ付、垣内不入」とあり、また「直春可為下分候(中略)向後門徒中同前不可存如在儀」とある。湯川直春の直接支配の下にあり、同寺が「不入」権を保障され、更に門徒中に対しても保護が加えられていたことが分かる。

永禄五年に湯川直光が河内の教興寺合戦で敗死した後、直春が湯川家を相続した。その際に湯川直春と雑賀衆との間で誓詞が交わされて⁽²⁾いる。石田晴男の研究によれば、こうした関係を「惣国」一揆と見ている。⁽³⁾「惣国」の関連史料は少ないが、中には年貢徴収に関して「惣国会合之御定」を制定したという文言があり、年貢徴収に付いて自治的な権力を行使し、守護権力とは区別される一揆結合に基づいた権力であった。「惣国」を支えた湯川氏の裁判権力の性格は、『和歌山県史』に収められた永禄六年の「湯河教春等連署契状」(「崎山家文書」)に伺うことが出来る。

今度対直春、別而忠節、於家中、忘置問敷候、

- 一、兩人同心之衆へ、従一類、於在申事者、此方家中、不可放置候、
- 一、自然公事辺於有之者、十之物ヲ川ツ程、可令用捨候、
- 一、三ヶ条答人、其主一人迄、可被申付候、親にも子にも被仰付問敷候、仍而後日証状、如件、

永禄六年九月朔日

湊孫九郎

教親(花押)

(以下四名略)

崎山藏人入道殿

花光善兵衛殿

湯浅地域の寺院史料の考察

御宿所

とあり、崎山氏・花光氏と湯川氏との一揆契約の内容が書き上げられている。その内、「三ヶ条咎人」の意味は不詳であるが、その刑罰を「親にも子にも被仰付間敷候」とあり、縁座制を採用しないとしている。縁座制の否定・不入権の擁護等から湯川氏の裁判権力は近世の武家法と異なる特色を持っていたと言える。

紀北の雑賀衆と並んで、この湯川氏は紀南に於ける有力な真宗勢力である。天文七年八月十四日の「証如上人日記」に、⁽⁴⁾

從湯河宮内少輔以書状、就尼子出張尾州被出候間、彼人も可上洛候、然者得指南候はんよし申候

とあり、湯川氏が本願寺の証如上人に「指南」を求めており、この記事が湯川氏の真宗への帰依を示した史料と解釈されている。⁽⁵⁾ 後の石山合戦に際して、湯川氏或はその門徒集団が合戦に参加した事は日高郡の「三宝寺文書」⁽⁶⁾に天正四年七月の湯川直春書状があり、そこには「今度於木津川口及合戦、数多被討捕被得大利之由、尤御大慶候、可然様御門跡御取成可為喜悅候」とあり、紀南の真宗勢力が木津川口の合戦に参加したことが分かる。福蔵寺も湯川氏の直接支配下であり、石山合戦の真宗勢力の一翼を担っていたと見られる。「福蔵寺諸記」によれば、福蔵寺の「浄超」関係の記述として「顕如様浄超跡家致頂戴候九十字御名号并御書、且亦下間兩人の悦状、将亦白檀、平林両家の系図・感状并武具・馬具等、其外相伝之古記、寺之什物悉致類焼候」とあり、顕如上人から名号・御書、下間兩人から悦状等が下されたと記し、「浄超」が石山合戦に参加したことを示唆している。

明治四十五年に本山へ差し出された同寺の由緒書である「由緒書写 龍頭山福蔵寺」は「福蔵寺諸記」・「心覚ノ如キ帳」・「日記書ノ如キ帳」、また「天保五年四月奉願口上控録ヨリ抜写」等の同寺の内部記録或は文書を典拠にして作製されている。それらは現存していないが、その内容は貴重であり、「由緒書写」の内容も信憑性が高いと考えられる。近世に作られた「福蔵寺諸記」では「浄超」が石山合戦に参加したとは記していないが、「由緒書写」では次のように記している。

一、天正年間、信楽院殿（筆者注、顕如上人）石山兵乱之節、浄超之上人様へ御味方ヲ奉申、敵ノ先鋒ヲ数々折ヲ、遂ニ敵將ヲ殺シテ討死ス、上人様ヨリ後室（浄尊ノ母）并ニ浄尊（浄超ノ子）七才へ御愁傷ノ御書被下、御約速ノ御書ナリ、浄空迄所持

ス、寛文三年ニ焼亡ス、浄超上阪合戦之時、門徒之内、政木嘉衛門遂忠功、御満筆切被下候、教行信証之御文、一ハ里清兵衛、一ハ北ノ権助、右兩人所持ス、

一、顕如様ノ御往生ハ天正二十年、改元之年霜月 四日午ノ時、御往生被成候、極月八日ヨリ文禄ト年号カハリ申候、然ハ御葬札ハ極月十日ノ四ツ時ニテ候、坊主衆ハ衣裳、或ハドンジキ七条、或ハ白袈裟、或ハ黒袈裟等モ有リ、ドンジキハ御一家衆次第ナレハ、当方望ミ次第ニテ候、其御葬札ノ暁ニハ御骨ヲ取被成候、其時モ我共特ニ許サレテ御供仕候等、(已上心覺ノ如キ帳ヨリ抜写ス)

とある。また典拠を挙げていないが、『田緒書写』に所収の「伝記」では「浄超」について次のように記している。

信楽院様石山兵乱ノ節、私寺ノ住持浄超、上人様へ御味方ヲ奉申、名譽ノ戦死ヲ遂ゲタル為、格外ニ御手厚キ御書頂戴仕リ、其上永代上座ノ院家拝官ノ義ヲ被仰付候へハ、御辞退仕候て、永代餘間一家拝官仕候事一子相伝、伝おる儀候、故ニ往古ヨリ地方ノ人士共迄太刀先キノ餘間ニ申伝居候、右ノ次第ニ付、信楽院殿様ノ御法事、御祥月等ノ時勤修致居候、

と記している。福蔵寺の住職が石山合戦に参加し、「名譽の戦死」を遂げた恩賞として「永代餘間一家拝官」の榮譽を与えられたと記している。

石山合戦の終息の後、浄越の子・浄尊(7)の時代、天正年間に福蔵寺は衣奈から湯浅に移転した。『福蔵寺諸記』に依れば、「天正中、当村江引越、寺致建立、須金右衛門家次殿令寺屋敷諸役免許之証文成給」とある。豊臣の軍勢が紀州を攻め、湯川氏が滅亡する天正十三年以後に、福蔵寺が衣奈から湯浅へ移転したと考えられる。

(四)号の天正十八年の須金右衛門書状は「湯浅福蔵寺」宛になっており、福蔵寺が湯浅へ移転した後の文書である。この文書は太閤検地(8)の実施過程を示す文書であり、福蔵寺の「道場屋敷」に対する安堵を示している。また猶々書の所に「河原屋敷之事候間、異存有間敷候」と書かれており、この文言は「福蔵寺道場屋敷」の安堵文言と同様には理解出来ない。「異存有間敷候」といふ文言は、豊臣政権が福蔵寺に対して「河原屋敷」を頂き置き、異存を狭まらなかったことを意味する。湯川氏は福蔵寺に対して

「不入」権を与え、同寺の門徒に対しても「不可存如在儀」と記していることから、寺院と門徒に自治を承認していたと考えられる。これに対して、「河原屋敷」は湯川氏から承認された福蔵寺の自治から生まれてきたのではなく、「河原屋敷」の支配権を握っていた豊臣政権から「河原屋敷」は生まれたと解釈される。

「河原屋敷」は本願寺が近世の被差別部落の門徒を「河原門徒」または「河原者」と称したことに通じる概念であり、また文禄三年の太閤検地帳に河内国更池村の被差別部落が「かわた屋敷」と登記されたこと⁽⁹⁾に通じる概念でもある。石尾芳久は、天正十三年の『宇野主水日記』の中に「門跡寺内二、渡辺ノ在所ヲ可被仰付由、秀吉被仰也」とある史料に注目し、本願寺が大坂天満の境内地に、賤民集団を意味する「渡辺ノ在所」を預かったと解釈し、ここに本願寺が部落門徒を穢多寺に組織する寺院組織の原形が出来上がったと指摘している⁽¹⁰⁾。福蔵寺の文書に表れる「河原屋敷」は、天満の本願寺境内に置かれた「渡辺ノ在所」に相当すると考えられる。

福蔵寺の門徒の中に世俗身分として「河原者」が固より居たとしても、中世に於て福蔵寺が「河原者」を仏法上において差別する「河原門徒」として支配したとは思えない。天正十三年の湯川氏の没落と共に、福蔵寺と門徒集団を巡る政治的な変動を無視することはできない。豊臣政権は湯川氏とは異なり、イデオロギー的には王法に基づいた支配を行ったのであり、その上で「河原屋敷」の支配権を「異存有間敷候」として福蔵寺に頂け置いたと理解される。この「河原屋敷」の後身に当たるのは湯浅町の被差別部落の寺院・最勝寺と推定される。最勝寺の開基は、「海北山最勝寺開基地由緒縁起」に依れば⁽¹¹⁾、

仰、当寺開基の由来、明応元年の頃に、撰州嶋上郡富田本照寺徒弟に若太夫と申す者有り、いかなる願望有りてか同年三月の頃熊野三社の権現へ参詣の砌、当地に立寄り、滞在してすでに六ヶ年に及べり、(中略)明応六年の六月十日何たる因縁哉、京都本願寺八代目蓮如上人御直筆六字尊号を頂戴仕り、それより以来、朝暮大切に御安置申し来り候処、果して享禄四年三月六日、七十五にて命終り仕り候、(中略)寛永十八年に茗ヶ寺を建立せり、

とある。この最勝寺の由来書を分析した日野照正は「明応のころは本照寺改号以前の光照寺であり、本願寺も京都ではなく山科野

村にあったのであって、この寺伝は近世中期に書かれたものと思料される」と指摘している。⁽¹²⁾ 最勝寺に関する確かな史料は本願寺の『木仏留』から始まる。⁽¹³⁾ そこには、

印 釈良如——

寛永十八年辛巳八月廿二日

願主最勝寺了念

右木仏者光照寺下紀州有田郡湯浅村了念依望也、

藏人

とある。寛永十八年という早い時期に、寺号木仏の免許と同時に、最勝寺は富田本照寺の末寺になった。恐らく天正十八年以後から寛永十八年以前の最勝寺は福蔵寺の支配下に預け置かれ、それ以降は光照寺、即ち富田本照寺の末寺になったと考えられる。しかし、福蔵寺は天正十三年以降に衣奈から湯浅に移転してきたのであり、既に豊臣政権が湯浅地域を支配し、「河原屋敷」も豊臣政権の支配下に置かれていたと考えられる。この「河原屋敷」の概念は河原者に通じるが、中世に於いて、河原者を「穢多」と解釈していたのは公家政権であるが、室町幕府が河原者を穢多と解釈した史料はない。後にこの「河原屋敷」が部落寺院として発展すると考えられるが、豊臣政権は「河原屋敷」を王法に基づいて支配し、屋敷に住まわされた人々全体を穢多身分に落したと考えられる。こうした豊臣政権と「河原屋敷」との関係が生じた理由は「崎山家文書」の項で紹介した天正十三年の合戦による大きな政治の反動以外には考えられない。

三、仙光寺文書

仙光寺は湯浅町の中にあり、廢寺同様の状態であり、現在は福蔵寺が仙光寺を管理している。仙光寺の文書も福蔵寺が所蔵している。『湯浅町誌』によれば、仙光寺は文明八年に道宗上人が開基者であり、同上人は畠山持富の子、政長の弟とされている。湯

淺に仙光寺が建立された理由は畠山氏との縁戚関係に基づく」と記している。この記述の根拠となる記録は今日見あたらない。

福蔵寺に残っている仙光寺関係の文書は二種類の冊子だけである。一つは同寺の由緒と沿革史を記した『白塔山仙光寺建立已来代々記録并寄附之記』であり、文明年間から寛政元年にいたる沿革史である。一つは仙光寺宛に送られた寺送証文を明治六年に綴じなおした冊子であり、表紙には『寺送集帳 二ノ内』とあり、明和年間から文久年間の文書を綴じたものである。ここでは『白塔山仙光寺建立已来代々記録并寄附之記』の内、中世から近世初頭に掛かる部分の紹介を行う。

白塔山仙光寺建立已来代々記録并寄附之記

当寺建立、文明八年丙申、蓮如上人初入、御開基道宗法師発心剃髮為附弟、今年一字草創、是時以上人授与名号、崇本尊遍布法流遠近矣、

寄附状一通

当寺大檀那畠山彈正少弼兼尾張守尚順入道ト山君寄之、

明応八年己未二月十二日、実如上人以直筆書画本尊御免并祖師御俗姓御書、同ク外ノ御書御授与矣、

天正十三年乙酉、為兵火、旧地白土移、今聖地依之号白塔山、于時寺務五世常秀法師代也、当寺縁記此代編述之矣、

寛永十年癸酉四月十五日、良如上人改屋形寺賜、願主仙光寺淨専、于時寺務六世淨専法師代也、

正保四年丁亥四月、大主南龍院殿初当寺渡御、其後慶安・承応年間前後三度御成、于時寺務六世淨専法師・七世常閑法師代也、

正保四年御成時、浄土真宗々意御尋、浄専法師委演之矣、

慶安二年己丑二月二日、良如上人依書画本尊由緒、寺務淨専法師江絹衣并指貫袴、御書頂戴之、

寛文三年癸卯六月六日、良如上人御影御免、于時寺務七世常閑法師代也、

蓮如上人の布教伝承については、『御坊市史』第三巻に収められている『名屋浦鑑』が参考になる。その中に「仙光寺記録」の一部分が収録されており、この記録は福蔵寺が所蔵する仙光寺関係の記録の中にはない。その「仙光寺記録」には、

仙光寺記録略取左に

道玄ハ外祖湯川安芸守養テ三井寺ノ碩学トナリ、後蓮師ノ命ニテ本宗ニ帰シ、日高郡ニ弘法セシメ、山田ノ郷ニ名屋ノ一寺ヲ建立シ、粗カシコニ住ス、名屋ハ元蓮如上人旧跡也、御弟子次郎入道之陣屋也、師ニ指上今年本堂建立也、次郎入道ハ丸屋門族、名屋左衛門次郎也、

撰者案ニ、道玄ケ為、安キ守ハ外祖ニテ、左衛門ニ良モ、モト湯川ノ門族ニテ候ヘバ縁類ニテ、道玄モ粗当所ニ遍歴シテ、先師ノアトヲシタヒ、道場建立ノ義ヲ助力セシメテ、成就ノノチ、導師ヲモセラレシ歟、

とある。仙光寺の道玄は名屋左衛門次郎と外戚関係にあり、蓮如に帰依し、日高へ布教したと説明しているが、これを直ちに信じる訳には行かない。『湯浅町誌』に所収の仙光寺の住職の歴代表に依れば、第一世の道宗は明応八年に没し、第二世道専は天文十一年に没しており、道玄は同寺の第三世に当り、弘治二年八月廿三日に没したとある。ちなみに第四世常玄は天正十年に没している。以上の事から、道玄と蓮如との存生の時期は一致せず、『名屋浦鑑』に所収の「仙光寺記録」は道宗を誤って道玄と記したのもとも考えられる。「仙光寺記録」を重んじて考えれば、名屋左衛門は真宗に帰依し、名屋左衛門と姻戚あるいは同じ門徒という関係により湯浅の仙光寺の布教が日高郡に及んだと考えられる。同じ「名屋浦鑑」には「湯川左衛門次郎蓮如上人吉崎へ御座之時、蹴鞠之事有、則源行寺に書物有之、其文に曰」という項文がある。その史料は「源行寺文書」¹⁵⁾として今日も伝わっている。それに依れば、

一、大永三年ヒツシノトシ、文明八年疋合ミレハ五十二年ニ大永三年マテナリト、蓮如上人ノ御事、加賀ノ吉サキ殿へ御座之時、文明八月六月一日清水ヲタチ、六月十二日ニヨシサキ時ヘツキマイラセ、同六月十三日四ツ時出仕申、

其時ノマリ衆

コマツハラノナヤ

藤白

シミツ

同

左衛門殿

助次郎殿

喜六殿

助左衛門殿

同	同	同
刑部兵衛殿	三郎二郎殿	与五郎殿
同	中田	藤白
彦刑部殿	法西公	三郎衛門殿

已上十一人ナリ、

とある。これは文明八年に蓮如が吉崎御坊へ移る時に、「マリ衆」として小松原の名屋左衛門以下十一人が吉崎へ下向したとする記録である。清水という地名は蓮如が布教に訪れたと言う伝承のある土地であるが、蓮如に出仕したのは「マリ衆」であり、右の文明八年以下の文章の主語は蓮如ではなく、「マリ衆」と解せられる。湯川惣領家の真宗への帰依は天文七年の頃と考えられているが、右の史料に依れば、湯川一族の名屋左衛門次郎等が蓮如へ帰依したのは惣領家よりも早く、文明八年という事になる。

蓮如以前の紀州の真宗については、宮崎円遵の研究がある⁽¹⁶⁾。同氏は御坊市周辺の西円寺に所蔵されていた興国四年の「西円寺名帳」を取り上げ、そこに記されている地名は御坊市周辺の地名であると指摘している。名帳は本願寺教団とは異なる真宗の仏光寺派が用いたものであり、更に存覚の『袖日記』に「和泉光明本、今安置紀州、(中略)貞和五年二月」とあり、⁽¹⁷⁾ 仏光寺派が用いた光明本尊が紀州で安置されている。仏光寺派の布教が御坊周辺には早くから及んでおり、湯川氏一門が真宗に帰依する時期は天文年間よりもかなり遡る可能性がある。

四、教専寺所蔵文書

湯浅町に隣接する広川町に教専寺という被差別部落寺院がある。同寺には同寺の文書と同寺の檀家の助五郎家の文書が伝えられている。この被差別部落に付いては、渡辺広は寛政五年の「大指出帳」に「広村 四八軒、えた、内一軒えた道場、二四一人(中略)二畝歩牢屋敷」という記載があると紹介している⁽¹⁸⁾。寛政五年という近世初頭に既に同村には「牢屋敷」が設置され、同村は牢番役を勤める役人村であったことが伺える。また「えた道場」という記載があり、これが教専寺の前身と考えられる。檀家の助

五郎家に伝わった文書は天正年間のものであり、同寺の由緒に關係する文書である。現在は文書のコピーが同寺に寄託されているが、原本の所在は不明である。既に渡辺広がこの史料を「顯如上人感状」と名付けて紹介し、更に「これらの伝承が、どこまで事実を伝えているかは明らかで無いが」と評価し、その内容を伝承の中に位置づけている。⁽¹⁹⁾しかし、同氏の史料の紹介の仕方には疑問がある。例えば、文書の発給者の花押を省略して紹介している等である。ここでは本文の解説をやり直し、若干の考察を加えることにする。

(一) 本願寺感状(折紙)

端書無之、

去十七日於郡戸口一戰之時、紀州日高之河原者助五郎好矢仕候儀、一段忠節二候、就其助五郎一代被免御縁候、此等之通可被申聞候、仍状如件、

四月廿日

刑部法橋

頼廉(花押)

上野法眼

正秀(花押)

松永正頼

右の感状と『本願寺文書』に所収の下間頼廉の署判の文書と比較しても、この感状の花押・文字の書き振りからは、正文書と考えて差し支えない。この文書の袖にある「端書無之」の文言を記載する様式は追而書の記載を不可能にするための文書様式と考えられる。こうした文書の様式は近世の本願寺が発給した文書にあるが、中世の文書にもそうした例がある。⁽²⁰⁾以上の事から右の文書を偽文書とは簡単に断定できないのである。下間氏の発給文書の収集を行った金龍靜の研究に依れば、下間氏の文書の発給に關しては「禁制・知行安堵状・宛行状・感状は、共に宗主の意を奉じる文言のない、下間氏の独自の権限として出されており」と指

摘している。⁽²¹⁾この見解に従って考えれば、右の感状には顕如上人の仰せを奉じる文言がなく、下間頼廉・上野正秀の両人の独自の権限により出された感状と言えよう。そのためこの文書を「顕如上人感状」と名付けるよりは、本願寺の内衆である下間氏等が発給した感状であるから「本願寺感状」と名付けておく。

また金龍靜の研究によれば、上野法眼正秀と下間法橋頼廉という官途名は共に元龜元年の紀州那賀郡の蓮乗寺文書の両人の連署状から始まり、また下間頼廉が僧位を法橋から法眼へと変えるのは天正三年十月であるという。⁽²²⁾教專寺の檀家の「本願寺感状」の署判は下間判部法橋とあることから、同文書の発給時期は元龜元年から天正三年十月までの石山合戦の期間中と言うことになる。また「郡戸口」という地名については、大阪市内の高津の古い地名が「郡戸」であり、⁽²³⁾これに関係した地名と考えてよい。この郡戸口の合戦で「日高之河原者助五郎」が軍事的に功績を上げ、本願寺から恩賞として「助五郎一代被免御縁」という特権を与えられた。渡辺広は「御縁」の文字を「御禄」と解説しているが、そうした世俗的な恩賞ではなく、「御縁」と読むべきであろう。次に紹介する「訴訟記録」に、助五郎家が主張する道場の由緒として右の「本願寺感状」の内容が引用されていることから、やはり「御縁」と読むのが妥当である。その「御縁」とは仏との縁ということであり、河原者が仏と縁で直接結び付けられたことを意味し、本願寺の直末の道場の設置が許可されたと理解できる。

吉備町の西光寺には、永禄六年に証如上人から願主の了願に五百の丈の本尊阿弥陀絵像が与えられ、その絵像が西光寺に現存している⁽²⁴⁾と言う。湯浅地域ではないが、那賀郡の安養寺には、実如上人から貰ったという「六字名号」が伝えられ、元龜三年には本願寺から四幅対の「親鸞上人縁起」⁽²⁵⁾が与えられている。「親鸞上人縁起」の裏書に顕如上人の署判があり、「丸栖村惣道場安養寺之什物」と記され、「同縁起」が下されるに際して、手次寺院が記されていない。元龜三年は石山合戦の最中であり、同縁起も石山合戦の恩賞として本願寺から与えられた可能性がある。「紀伊統風土記」に依れば、近世の同寺は夙部落の寺院であり、雑賀の性応寺の末寺であるが、本山・末寺制度が出来上がるまでは、安養寺は惣道場として本願寺の末寺であったことが分かる。中世の本願寺教団では、一般の民衆が建立する寺院に対して、体系的な差別的な制度に組み込んだとは考えられないのである。日高の

河原者助五郎が「本願寺感状」を貰ったと言うことに疑念を挟む必要はないと思う。

次の文書も助五郎家に伝えられた文書であり、現在は教専寺に寄託されているが、この文書もコピーしか伝えられておらず、原本の所在は不明である。和歌山藩による教専寺の由緒の調査に端を發し、寛政年間に教専寺の開基者を巡って起こった助五郎家と教専寺との間の訴訟の記録である。助五郎家は大庄屋へ由緒書を提出し、(A)から判断すれば、「本願寺感状」も証拠資料として提出された。訴訟に於て、助五郎家の主張する由緒が如何に考えられていたか、同文書の価値を知るためにも訴訟を分析する必要がある。その「訴訟記録」は次の通りである。

(二) 「訴訟記録」

(A)

広村宇田穢多

- 一、教専寺 山号院号 無御座候、
- 一、浄土真宗西本願寺派、撰州富田本照寺末寺ニ而御座候、
- 一、寺内ニ塔頭無御座候、
- 一、山林ハ無御座候、
- 一、殺生禁之御証文ハ無御座候、
- 一、開基ハ刑部^源太夫ニ御座候而、元和・寛永之頃ニても御座可有と奉存候、尔と相知レ不申候、右刑部太夫と申者、助五郎孫ニて御座候処、其助五郎と申者ハ日高郡之者ニ而御座候、然処西本願寺十一代頭如上人、石山合戦ニ付、当国江廻セ玉フ時、郡戸口ニおいて右助五郎好矢仕候而、御味方申候故ニ御ほうび御かんじよ被下置候、御書故ニ右道場御免相成申候、然処助五郎義者日高之者ニ而御座候を、宇田村穢多ニ住職仕候、夫故ニ壱人之穢多ニて壱本之助五郎道場ニ相違無御座候処、其後外村より家職等二人込候者も有之、又私之方やしない置候者も御座候付、只今ハ旧態之地ニ而御座候、然処右歴代住職五代め之教恵代、助五郎家より讓受申候、

右之通御断申上候義、少も相違ハ無御座候、如斯ニ助五郎改之方々寛政四年子ノ七月ニ大庄屋役所江内分ニ而申上候故ニ、明ル寛政五年丑ノ年七月ニ歴代書役所大庄屋敷より申参候ニ付、大庄屋敷の下書ニ曰、穢多道場教專寺歴代書、開基林_源刑部太夫、是ハ言上候義也、二代林刑部太夫、是ハ暫ク預ケ置候と書出ス、三代林源兵衛、同是も預ケ申候、四代知光其正、右四代之間住職年歴尔と相分不申候、五代釈教恵、何の年より住職仕、六代釈知專、丑七月、何の年より住職仕候、

教專寺

- 一、境内ハ改合かり敷ニテ御座候、長十一間、横十間、
- 一、本堂建前、四間ニ四間半、
- 一、庫裏建前、式間半四間半、

教專寺知專印

(B) 右の通成処へ寛政六年寅五月ニ大庄屋役ニ而印形仕候様ニ申候へ共、不得心成故、□十二三度斗参候へ共、印形仕不申候処成ニぞひ不及、老僧大庄屋殿ニ印形取レ候ニ付、村中先祖之親類内へ内断ニ而一統仕候、其節ハ六月下旬之頃也、然ニ七月一日ニ寺社方之役所へ懸附、安達甚平様・矢野甚六様・西村甚太郎様・大村三郎太夫様、右之御家敷内分ニ而御断申上候へは、御ふびんの思召ニ依、七月三日ニ御書付指上候事、

其書付ニ曰

内分御断奉申上候口上、有田郡広村之内宇田穢多道場教專寺

一、先達而在中寺社開基歴代、其外境内ニ御免有無之義、異細奉申上候様、被為仰付奉承知候、私之共義ハ至而賤敷愚昧成者共ニ而、御上々様へ何等書上候義も得不仕、教專寺寺庵歴代住職無故障相勤来候段、其外由緒等も承り不及候義、口上を以大庄屋御役所様へ奉申上候処、右御役所ニ而御書付御取組被成候由ニて、私之印形仕候、其後右書付之風聞承り候所、私寺門徒之内助五郎と申者共、内分ニ而大庄屋様御願申上、寺株由緒之者之にて書上候由承り候、私之親教恵、寛政三年_{延九}七月寺号木

仏御裏相濟、無故障任職仕来り候所、右助五郎跡方も無御座候義を企、門徒惣中者共気形も悪敷罷成、私之義も任性後難之程も難斗存奉、案心仕兼、何程欺ケ敷候事ニ奉存候、前々段之通助五郎無証跡成義申上 御上々様を申かすめ、愚昧者共を気形を惑し、千万恐入候御事に御座候、右牀寺衆扨ト弁度申上置候而、往々至候へは、寺株横領も仕可申方哉等相工ミ候由ニ愚安之私之共判断仕、安心相成不申候ニ付、恐多御事ニハ候へ共、先規之仕来之通不儀候様被仰付、右助五郎義、寺衆へ何等由来も無之義、証跡御内分ニ而何卒御糺被成下候、御上寺衆へ助五郎濫妨無之様、兎角先規之通被為仰付、先達而大庄屋様ニ而御認被下、差上候書付助五郎名前紛敷候へは、同人名前出シ不申候様、認メかへ候御義被仰付下候御事、乍恐内分を以奉願上候、右之段之広大御慈悲之御了簡を以、愚昧成私シ共惣門徒中安心仕候様、御許容被為成候御義奉願上候、以上、

寛政六年甲寅七月

教專寺印

右之通成願書指上候へ共、寺社役所之諸役人衆中申候ハ、富田御坊之御役僧順在之節、相談致宜敷取以致由ニ被仰付候故、其秋順在之御役僧御頼申候義、宜敷品々御咄之由申上候而、由来之段を御役僧様へ御目ニ懸候へ共、寺社方役所ニハ御役僧へ何之御相談も無御座候故之由承り、早速寺社御物書安達甚平様方へ御届申上候へは、九月下旬之頃大庄屋之役所へ御下被為成下候由承り及候て大悦ニ存、右助五郎指上候書付認メかへ候御義、待兼候へは、其年十一月十三日拙僧日高郡へ寺役ニ出立致候処之留守之間ニ、書付認メかへ印形仕候等之紙面、親類中へ以飛脚を申被越、大悦ニ存、其間ニ帰宿候而、大庄屋様方へ右書付御かへ被成候由承り及候故、何の様ニ認かへ被成候哉承度奉存と申候へ共、役所申候ハ右之助五郎名無之候へ共、其外ハ以前之通等申候故ニ、右有寺社方諸役人衆様へ申上候へハ、左様ニ大庄屋申候而ハ不届ケ之由ニ思召被下、以後ニ御認メかへ被成下候処之御書付拜見申候様ニ儀仰候へ共、親類中右之御書付之趣拜見仕候也度由申上候は、早速ニ御写し被下置候、納上仕候て其義ハ左ニ知し申候、

一、教專寺、山号院号無御座候、広村穢多、

一、浄土真宗西本願寺派撰州富田本照寺末寺にて御座候、

- 一、寺内塔頭無御座候、
- 一、開基ハ刑部太夫、承応三年、六字之名号安置仕候、式間二一間之藥賣、同道場取建申候、其後寛永三年、本寺(延カ)寺号木仏之免許御座候ニ付、其段達申上、右寺号ニ相成申候、
- 一、境内御年貢地ニ御座候、長拾壹間、横拾間、
- 一、山林ハ無御座候、
- 一、殺生禁御証文無御座候、
- 一、本堂建前、四間二四間半、宝曆八年子、御願相濟建立仕候、
- 一、庫裏建前、式間半四間半、

歷代書

教專寺 印

一、開基刑部太夫、四代之間住職年曆相知レ不申候、五代釈教恵、享保十六年今迄、安永三年今迄、六代釈知專、右之通二有之候処、其後富田御坊岸本織部様御下向被成候故、相濟候儀申上候へ者、言上書を御坊へ致由申候等、被為仰候故、書付ニ申上候、以上、

一、紀州有田郡広宇田村教專寺由緒書、御上今御尋ニ付書出候所、同村助五郎与申者頭如様御書持參、由緒書を以、教專寺建立仕候様、御上へ申上候へ共、郡村書御書ニハ相違仕候故、猶又当寺開基刑部太夫承応三年右道場取建、其後寛延三年寺号木仏相濟申候、別段寺社方へ申上候所、御承知、助五郎指上候由緒書御下ケ、当寺今書上候由緒書、寛政六年寅十一月達御聽、相濟申候事、寅後十一月、右之通ニ富田御坊へ指上申候而、其後段々寺社方相濟之由を後ノ十一月八日惣村中へ申談ヒ候へハ、右助五郎様今甚敷立腹仕候而、大庄屋役所江色々申上候処、一生ニ口論之儀ニ候へハ、其間々ニて明年寛政七年之卯四月ニ相濟申候、其節大庄屋殿書上候処之儀も左ニしるし置事也、

右御尋ニ付申上候、教專寺儀ハ開基刑部太夫ニテ、助五郎開基ニテハ無御座候、尤刑部太夫儀、其品候様共、私共不奉存、
右之御改少も相違ハ御座候(無脱カ)

卯四月 館作平左衛門

右之通ハ村方庄屋殿之了簡として挨拶ニ入候故、摺入申候、左も無事に候ハ助五郎先祖刑部太夫、教專寺先祖刑部太夫急度可致筈之処、村役人之挨拶ニテ相済申候、其後五月ニ村中和順致申候、然共此節ハ親類ハ有之候と申候へ共、色々ニ悪敷者有之候処ニ、其節之慥成ル親類として世話仕候処之人々、此書置人別ニ而候へて、随分教專寺一門徒ニ致、敬へき事与存候、鏡と書置可申候、如件、

原本の文書には表題は記されていない。この文書は詳細な裁判の経過を記載しているため、文書の名前を「訴訟記録」と名付けた。しかし、末尾に「村役人之挨拶ニテ相済申候」、「村中和順致申候」と有るように、形式から言えば、村役人を介して成立した和解書と称すべき物である。(A)は助五郎家の主張に基づいて記された寺院の書付の写しであり、(B)は惣代と教專寺が和歌山藩の寺者方へ提出した寛政六年の願書と寺院の書付けを始め、和解に至る経過を記したものである。この記録に依れば、和解の内容は「助五郎先祖刑部太夫、教專寺先祖刑部太夫急度可致筈之」とあり、教專寺の前身である道場の開基者を刑部太夫として統一を図り、教專寺は助五郎家に対して「教專寺一門徒ニ致、敬へき事与存候」とあり、助五郎家を教專寺門徒として迎えることであった。

訴訟の経過を追えば、(A)の寛政四年の助五郎家の主張に依れば、教專寺と助五郎道場との関係を「歴代住職五代め之教恵代、助五郎家より譲受申候」と解釈し、それに基づき助五郎家が「寺株由緒之者」であると主張し、寛政四年に開基者を助五郎とする訴えを大庄屋へ提起した。後に紹介する安永七年の連判状に依れば、教專寺の開基者に付いて、刑部太夫とするか源太夫とするかの論争があったことが分かる。この論争に対して大庄屋は助五郎家の主張に従って寺の由緒書を作製し、さらに教專寺住職の智専から「印形」を取ると言う措置を取った。

この庄屋の取った措置に対する教專寺方の訴訟の展開は(B)に示される。寛政六年七月に教專寺の願書が和歌山藩の寺社方に受理された。その際、同寺社方は「富田御坊之御役僧願在之節、相談致宜敷取以致由ニ被仰付候」という回答を行い、本照寺の役僧と相談すると言ったが、その約束は反故にされた。同年九月以前に教專寺方は再び寺社方役所へ訴え、寺社方役所は改めて「大庄屋之役所へ御下被為成下候」とあり、寺社方は大庄屋へ助五郎方の主張に基づいて書かれた「書付」の書換えを指示した。それを受けて、同年十一月に大庄屋は書付の書換えを行い、書き換えられた書付の閲覽を求めて再び寺社方へ訴えた。その結果、大庄屋が書き留めた教專寺の由緒書が写され、それが本照寺に提出され、村中にもその内容が披露された。しかし、助五郎は立腹し、大庄屋へ訴訟を提起し、同七年四月に大庄屋の館作平左衛門は「教專寺儀ハ開基刑部太夫ニテ、助五郎開基ニテハ無御座候、尤刑部太夫儀、其品候様共、私共不奉存候」という見解を示し、それを受けて同年五月に村方庄屋の挨拶により「村中和順致申」とあり、教專寺方と助五郎方は村役人の仲介により和解を行った。以上が和解に至る経過である。

(A)の記載は、助五郎家は由緒書、即ち本願寺の感状の内容を記して大庄屋へ提出し、大庄屋はその主張を認め、源太夫を教專寺の開基とした。教專寺は寺社方役所へ訴えたが、寺社方は助五郎家の提出した由緒書の証拠調べを行った形跡はなく、一方的に教專寺方の主張を容れて刑部太夫を教專寺の開基とした。寛政七年四月に、寺社方は大庄屋へ教專寺の開基を刑部太夫と由緒書を書き改めさせたが、大庄屋はなお「尤刑部太夫儀、其品候様共、私共不奉存」と記し、惣代が主張する由緒を消極的に否定している。寛政六年七月に教專寺が寺社方へ提出した書付には、教專寺は由緒に付いて「教專寺寺庵歴代住職無故障相勤来候段、其外由緒等も承り不及候義、口上を以大庄屋様御役所様へ奉申上候」と述べている。教專寺方は刑部太夫道場としての明確な由緒を承知していないと述べている。寛政四年に大庄屋が助五郎の主張する由緒に基づいて由緒書を作製した根拠と考えられるものが再びここに示されている。

開基の由緒は別として、教專寺方は確かな権利の根拠を求めていた。教專寺には寛延三年に寺号木仏の免許を受けたときの次の史料が残っている。

(三) 法教書状

態使僧差向候、仍其地各連々法儀相統あるよし、難有覺候、乍去、真実信ハ得かたきもの二候、是以日々聖教も能聴聞候てま
とひなく、真実信を決定し可給うへには、仏恩報謝の称名念仏おこたるましき事、肝要なり、猶くわしくは使の僧より申候、
穴賢々々、

(寛延三年頃カ) 三月中院

法教 (花押)

紀州有田郡広宇田村

教專寺

門徒中

(四) 三朝高僧凶像裏書

本願寺釈法如 (花押)

安永三甲午年六月朔日

本照寺門徒紀伊国^(延カ)有田郡広宇田村教專寺物

願主釈智專

(五) 上宮太子尊形裏書

本願寺釈法如 (花押)

安永甲午年六月朔日

願主釈 ^(智專カ)

既に検討した「訴訟記録」の(B)に記された教專寺の主張に依れば、教專寺の沿革に付いては「開基ハ刑部大夫、承応三年、
六字之名号安置仕候、(中略) 同道場取建申候、其後寛永三年寺号木仏相濟申候」と説明されている。刑部大夫が承応三年に六

字名号を貰い受けたというが、教専寺には伝わっていない。既に記した様に、刑部大夫道場を開基者とし、承応三年に六字名号を免許されたと言うことは、教専寺と助五郎家との争点であり、それ自身検討を要する問題である。(四)(五)に依れば、六代智専が願主となり本願寺から下された安永三年の右の三朝高僧圖像・上宮太子尊形が教専寺に伝わっている。その三朝高僧圖像の裏書には「本照寺門徒紀伊国有田郡広宇田村教専寺物」とあり、手次の寺院として富田本照寺の名前が記されている。更にそれ以前の寛延三年に寺号木仏の免許を受けた時の裏書の写しが明治二十四年に作製された「教専寺明細簿扣」に残っている。それに依れば、(六) 御札写

釈法如書判、

寛延三庚午年七月晦日、

本照寺門徒紀伊国有田郡広宇田村教専寺物、

木仏尊像

願主 釈教恵、

寄進人、浄人、

浄信、

浄玄、

教順、

仏工 渡辺康雲、

取次 宮内卿法眼印、

とあり、本照寺を手次寺院として、寛延三年に教専寺は本願寺から寺号木仏の免許を受けたことを記している。教専寺が本照寺の末寺であり、寺格を持っていることを示す最も古い記録と言うことになる。

日野照正は「寛延二年、義徳院寂勝没後、(法教は)本照寺住職に就任、宝暦二年十一月十一日に丹波国十一日講に勸化御書を

發し、同四年三月中旬に第十七代法如宗主から御書を受け、翌年善立院と賜号した」と述べ、更に法教は東本願寺への改派を企てるが失敗し、宝曆十二年に住職を退任したと指摘している。⁽²⁶⁾ 法教が本照寺の住職としての在任した期間が寛延二年から宝曆十二年までと言うことである。承応三年の六字名号が残っていないため断言は出来ないが、寛延三年に初めて教専寺は本照寺の末寺となり、寺格を免許されたと考えられる。教専寺が寺号木仏の免許を受けたのが寛延三年であるから、法教の住職在任期間と併せて考えれば、(三)の法教書状は寛延三年の寺号木仏の免許の際に出された可能性が大きい。

(七) 「安永七年戊正月日 寺寺号被入連判扣覚」(冊子)

(A) 村中堅ノ印形一札之事、

堅ノ印形ヲ致、何方迄も惣代申して世話可仕候、惣代と申からは藤取りニ而御座候、我等之四人者、家又ハ何角一道とルなれ、如仰ニ成候共くるしからず、此印形ヲハ仕かと心得之上、何方ニも一味連判可仕候、

久次郎印

伝之丞印

甚之助印

半七印

(B) 寺之儀ニ付、一味連判之事、

一、此度木仏本尊御裏書ニ付、私共一味連判致処実正目白也、^(明) 此印形ヲ致からハ、此上如仰様之儀有之候共少もくるしからず、たとへ此上御公儀様御くろニ成、此上事用入目、かねてかくごを致候へハ、非人乞食ニ成、其儘相はて申共、何まへも恨無之、心かわらぬ目白ニテ、印形ヲ□と致申候、此上我々正古も無之候、仍而連判印形如此、

伝助伴伝蔵印

(以下三十二名略)

連判人数三拾三人

(C) 木仏本尊御裏頂戴仕度儀ハ、廿九歳巳前御頼申上候、刑部太夫道場を御願候処、御願書通り不申候段ハ、御公儀様御大段儀之内ニ刑部何かしと申名前有之候、御願書通り不申候、次ニ御願書書出シ申所ハ、源太夫道場と願候得者、早速此儀可□□、早速相懸り致村銀物、木仏本尊御裏頂戴仕候処、村中之物共難有致奉加、依之□□四人寄進人と有之候事、此節此□□でも不存候、村中ハ四人寄進人と有之、是如行と申者候得は、助五郎殿早速村内へ成程奉加割付ニ致、年比申仕、其上ニ而頂戴致ニ、木仏本尊□□儀ニ而御座候得者、成程尤ニ存、早速一同印形ヲ指人申候、

右ハ残り三人之物共、源四郎儀ハ重次郎相手ニ而村三拾三人被合、寄進人は如仰と申□□候、右三人之物共、村内ニ而正印致、無是悲御公儀様にても、此儀無相違相定被下難有、村中益々悦相済申所ハ、安永七年戌二月十七日御公儀表今本郡庄屋助三郎殿方ニ而一札印形ヲ取、被下相済者也、

(D) 立り法之筋、

善九郎

村中之定、善九郎儀ハ立り法と有之候故、如仰用之事有之、何等之儀ニ而候者、村内此三判之筋、かまい無御座候、

源四郎子源助

(以下六人略)

七人之者共、右ハ善九郎同前者也、

(E) 立り法之事、

村定致候得共、役所表ニ而右ハ八人物共、教専寺方へ定置被下けるを、紙一本判形可為致被下難有奉存候、次ニ并ニ四人之物共江別紙一本遺置、寺方へ納り候、別紙江も一味之物共斗と願候へ共、御役所御子悲別紙江三拾三人同前ニ判形被為致被下、難有仕合奉存候、□□村中之物共立り法之物共なれば、法義□□、催そく之事ニ御座候得ば、右ハなに等之儀ニ而同前ニ致可遺候、残り物共難有仕合奉存候、以上、

此段了簡いたし久次郎、甚之介方へ持せ置候、甚之助儀ハ連判之儀ニ付、夜半ニ入段々世話致、印判前夜之取り廻り可申候、是も村中未々迄為ニ而御座候得ば、世話かい有の候故、大恵悦と存候、已上、

甚之助

〔^(裏表紙)紀伊国有田郡広村宇田 甚七悴甚之助書定候〕

(A) から (E) は一つの冊子ものであり、安永七年に「立り法」に連判を募ったときの史料である。目的は、(B) から判断すれば、「たとえ此上御公儀様御くろニ成」とあり、木仏本尊に関する助五郎家との訴訟に向けて、惣代とそれを支持する者の団結を促す事にあつたと考えられる。(A) には惣代四人の連判状が収められ、以下に惣代方を支持した三十三人の連判を始め、寛延二年に教専寺が寺号木仏の免許を申請したときの記録(C) 等を含み貴重な史料である。

(C) に依れば、公儀の書類の中に「刑部何かしと申名前有之」とあることを根拠に、惣代は「(安永七年より) 廿九歳巳前(即ち寛延二年)、御頼申上候刑部太夫道場と御願候処、御願書通り不申候」と記している。これに対して同じ寛延二年に助五郎家が提出したと考えられる願書には「源太夫道場と願候」とあり、源太夫道場と明記されている。寛延二年に寺号と木仏本尊裏書の免許を受ける時に、道場の開基者を巡り惣代と助五郎家とは各々異なる申請を行った。しかし、既に紹介した(六)の寛延三年の木仏本尊の裏書には住職の教恵と「寄進人」四人の名前が記され、助五郎の名前が記されていない。寺号木仏の免許を受ける試みの中には惣代であり、刑部太夫道場として寺号木仏が免許されたとしても、それにより助五郎道場の由緒が消えてしまうものではなかった。

(A) に記される惣代四人は(C) に記される「四人寄進人」の権利の継承者と考えられる。即ち惣代は寛延三年の木仏本尊の裏書に「寄進人」とあり、寺号木仏に対する権利を継承する者である。惣代四人はその本尊裏書に名前を記すことで「寄進人」としての権利を明示した。この事は助五郎道場の内部に惣代を中心とする信仰者の団体が生まれ、その団体が本尊を所有し、寺号の免許までも獲得したことを意味する。しかし、寺の格式を得ることは本願寺の教団内部における問題であり、それと信仰者とその財産

団体である道場の由緒とは同一の次元の問題ではなく、そのため助五郎道場の門徒の分裂を直ちにものたざなかつた。助五郎家は「是如行と申者惣代得は、助五郎殿早速村内へ成程奉加割付ニ致」とあり、恐らく木仏本尊等の免許を受けるために奉加料と考えられるが、助五郎家はその割付を行っている。助五郎家がそうした行為を行ったのは、必ずしも助五郎家が全面的に敗北したと解釈しなかつた為である。

「訴訟記録」の(A)に依れば、寛政四年の提訴の時点では、助五郎家は「住職五代め之教恵代、助五郎家より譲受申候」という解釈を示している。即ち住職の教恵を中心として寺号木仏の免許を受けた時に、助五郎家が教恵に譲渡したと考えている。助五郎家が「寺株由緒」の権利を留保しているという主張の根拠がこの譲渡に求められているのである。即ち、寺株の取得原因は、固より助五郎家に道場の由緒があり、これを教専寺の教恵に譲渡したのであり、譲渡者として留保した権利を「寺株」と称しているのである。これに対して惣代四人は助五郎家が主張する源太夫道場の継承者とは主張しなかつた。(C)に依れば、寛延三年に助五郎家が提出した願書には「源太夫道場」とあつたが、惣代は公儀に登記された「刑部なにがし」の名前を根拠に「刑部太夫道場」と申請した。「訴訟記録」の(B)に依れば、「当時開基刑部太夫承応三年右道場取建」とあり、承応三年に六字名号を貰い受けた時に刑部太夫道場を建立したと称しているが、承応三年の六字名号は現存せず、惣代の主張を裏付けるものは今日は存在しない。

「訴訟記録」(B)には、寛政頃の「郡村書」には刑部太夫道場と記されていると言う。また(七)の「連判扣寛」に依れば、安永七年頃には公儀への登記も刑部太夫道場として行われていた。刑部太夫の名前が用いられるのは寛延三年に寺号の免許を受ける時からである。刑部太夫道場を自称し、寺号の免許を申請したことに基ついて、公儀へその自称の刑部太夫で登記が行われ、それに基づいて教専寺は刑部太夫道と主張したと解される。惣代が教専寺に対する権利を主張する主観的な根拠となるものは寛延三年の「寄進」であると推定したが、客観的な根拠は公儀の登記であつたと考えられる。しかし、寄進に基づく権利の発生が考えられるにしても、それに依つて道場としての由緒を取得したとは言えない。また助五郎家が主張する源太夫道場という由緒に対抗する力

を刑部太夫道場では取得できなかった。

寛政六年の大庄屋の裁判では、教専寺は「其外由緒も承り不及」と自ら述べており、刑部太夫道場としての明確な由緒を説明していない。あるいは、寛政七年四月に大庄屋は公儀の指示に従い、源太夫道場から刑部太夫道場へと書換えを認めながら、なお「刑部太夫儀、其品候様共、私共不奉存」と大庄屋は言い、刑部太夫道場の由緒を消極的に否定している。以上の事から考えれば、刑部太夫に付いての由緒は自他共に積極的に承認する所ではなかった。和解に於て、条件として「助五郎先祖刑部太夫、教専寺先祖刑部太夫急度可致筈之」という文言が入れられ、助五郎家が主張する源太夫の名前は記されず、教専寺と惣代が主張する刑部太夫に両者の先祖が統一されている。しかし、教専寺が助五郎家に敬意を払い、門徒として迎えるという条件が盛り込まれたのは、助五郎以来の道場の由緒を無視できなかった為であろう。

以上の検討から、助五郎道場の由緒に対抗できる由緒は教専寺にはなく、助五郎家の由緒が捏造される理由も乏しいと考えられる。助五郎家の由緒は信憑性があると見てよい。石山合戦に際して助五郎に与えられた「本願寺感状」は伝承史料ではなく、歴史史料として十分に価値があり、評価することができる。その上で注目すべき事は、「訴訟記録」の(A)に依れば、村の来歴を次のように記している事である。

郡戸口ニおいて右助五郎好矢仕候而、御味方申候故ニ御ほうび御かんじよ被下置候、御書故ニ右道場御免相成申候、然処助五郎義者日高之者ニ而御座候を、宇田村穢多ニ住職仕候、夫故ニ菅本之助五郎道場ニ相違無御座候処、其後外村より家職等ニ入込候者も有之、又私之方やしない置候者も御座候、

この記載も伝承の問題ではなく、歴史の事実を反映していると評価することが可能である。助五郎は本願寺の感状を得て道場の開設の免除を受けたが、後に宇田村に移住し、道場を開き住職になったと言う。最初は宇田村には助五郎一人しか居なかったが、その後村の外より入り込む者があり、また助五郎が養い置く者もあり、次第に村が大きくなったという。

助五郎は日高の河原者と称されるように、本貫地は日高郡であり、宇田村は有田郡である。助五郎とその道場は日高郡から有田

郡へ移住したことになるが、宇田村へ移住の理由を明記していない。穢多寺の制度は、天正十三年に本願寺の境内地に「渡辺ノ在所」が預け置かれた事から始まると考えれば、助五郎が本願寺から感状を受けた天正三年以前には穢多寺制度はなかったことになる。助五郎が移住した所は宇田村であり、穢多村と称され、寛永五年の「大指出帳」に「えた道場」とある。こうした助五郎道場の移転が助五郎家とその道場の発展の結果とは考えられない。「本願寺感状」を所持していた家とは別の教専寺の檀家の人の証言に依れば、先祖は豊臣秀吉に捕まった、という伝承を伝えている。これは豊臣政権により弾圧を加えられたことを意味しているが、この弾圧と穢多身分へ身分を落とされたという事とは必然的關係があると思われるべきであろう。

以上の文書の他に、教専寺には近世末期の「御定書」が伝えられている。近世末期に強化される風俗規制は被差別部落に対する差別政策の強化との関連を示すものである。風俗規制に対する違犯の摘発は治安政策と差別の強化と密接に関連していると考えられる。この「御定書」にも「身分を能弁」とあり、身分制度の秩序の維持と博奕を始め盗賊取締り等の治安問題が記されている。この問題は私の今後の課題とし、今はその史料紹介だけにとどめて置く。

(八)

御定書

定

- 一、惣而村之者、御法度を守、身分を能相弁、不依何事不相応之奢ケ間敷儀者、勿論仕間敷事、
- 一、博奕宿者勿論、博奕堅仕間敷事、和博奕之宿候もの有之候ハ、隣家より早々可申出候、隠置、外ハ相知レ候ハ、両隣向家の共、当人同様重咎可申付事、
- 一、村方江無宿者、又者立帰もの等、毎々入込徘徊いたし候由相聞へ候、以来敷敷吟味いたし、盗賊者勿論、立帰者胡乱者ハ召捕、早速可申出候、外ハ相知レ候ハ、屹度咎可申付候、
- 一、父母在之者者、孝心ニ仕へ、相応之諸稼等精出し、正直正路ニ可致事、
- 一、村之者、町之内ニ而猥ニ大酒仕、慮外悪口高声等堅仕間敷候、道辻ニ倒レ臥申間敷事、

一、火之用心番ニ相当り候もの、随分入念、村中者不及言、世間ニも火事有之哉、氣を附可申出事、
一、村々罷出候乞食、木拾ひニ出候者共、町在江罷出、所之構之垣并井戸雪隠之垣等盜取申間敷候、惣而野あらし仕間敷代事、
一、年忌仏事并祝言等、近比追々奢ニ長シ候付、輕者共迷惑之趣ニ相聞へ候、以後随分輕取扱可致候、若奢候もの有之候は、
急度咎可申付事、

附り、葬礼之節、酒一切取扱仕間敷事、

一、子を持候者者、悴平生之行跡ニ氣を附、御法度之趣、常々申聞為相守、夫々之稼精出し候様、兼而異見可致事、
右ヶ条之趣、先年々毎々申渡、一同承知、受諸印形差上有之処、近比追々猥ニ相成、不心得成者粗在之、右者被 仰出をも不
奉畏、言語道断不届之至候、以来聊ニ而も請用不致奴共有之候ハ、重咎可申付候間、前々々被 仰出候御法度之趣、弥心得
違無之様、末之悴共ニ至迄、入念篤ト申聞、急度為相背申間敷者也、

嘉永四年亥正月改

(鉛筆による書き加え)

「このとし一八五一年、風紀取締についての達し出る、素人の琴・三味線のけいこを禁ず、これがそのときの掟である」

- (1) 昭和五十六年に外江素雄氏が萩原崎山家文書を複写されたものを、広川町の田中重雄氏から借覽させて頂いた。それは「鞍賀多和長尾記」と「天正十三年秀吉の紀州征伐の時、湯浅白樫との合戦、その他」を収録する。
- (2) 福藏寺文書を紹介した文献としては他に、大阪市立博物館「紀州の文化財」(一九八四年)がある。
- (3) 石田晴男「守護畠山氏と紀州」惣国一揆」(「本願寺・一向一揆の研究」戦国大名論集十三に所収)。
- (4) 「石山本願寺日記」上巻に所収。
- (5) 註(3)に同じ。
- (6) 「御坊市史」第三巻に所収。

- (7) 『本願寺史料研究所報』第二号に、淨尊が願主となつて本願寺から下された親鸞・聖徳太子・七高僧御影の「裏書写」が収録されている。
- (8) 宮川満 『大閩地検論』。
- (9) 『更池村文書』。
- (10) 石尾芳久 『人権思想の源流と部落の歴史』、拙稿「阿波国における部落起源の序説」(関西大学『人権問題研究室紀要』第三十号)。
- (11) 『北条のむかし』に最勝寺文書が収録されている。
- (12) 日野照正 『撰津国真宗開展史』第八章「撰津富田本照寺」。
- (13) 『木仏留』(『真宗史料集成』) 所収。
- (14) 拙稿「中世の触穢政策」(関西大学『法学論集』四十一―六所収)。
- (15) 注(5)に同じ。
- (16) 宮崎田達「初期真宗における門徒名帳の一例」(『初期真宗史の研究』)に所収。
- (17) 存覚『袖日記』(『真宗史料集成』一)。
- (18) 渡辺広「江戸時代における皮田の生活」(『未解放部落の史的研究』)。
- (19) 渡辺広「近世における紀州の未解放部落」(同右)。また同論文に「本願寺感状」の解説文が掲載されている。
- (20) 例えば、『和歌山県史』中世史料二に所収の『東京湯川家文書』の中に、次の例がある。

端書無之候、

如仰今度者、喜兵陣儀候、如前々無別儀、以入魂誓紙被上候、然者其方之儀も、御同前珍重存候、不相替令馳走候、尚期後音候、恐々謹言、

土橋平次

胤次(花押)

七月廿一日

湯河式部大輔殿

御返報

- (21) (22) 金龍靜「戦国時代の本願寺内衆下間氏」(『名古屋大学文学部研究論集』史学二十四)
- (23) 吉田東吾『大日本地名辞書』の「摂津大阪」の項に「郡戸」が有り、それに依れば、「コホドと呼ぶ(中略)、今の高津を指す者とす」と記す。棚橋利光「中世四天王寺周辺の村と庄」(『大阪の歴史』四十五)も同じ見解を示す。
- (24) 「和歌山県有田郡吉備町調査報告(2)」(『同和問題研究資料』II)
- (25) 拙稿「貴志川町史」第一巻「戦国時代の貴志谷」
- (26) 註(12)に同じ。

従来、部落の起源論争でとり上げられてきた文書は、紀伊国那賀郡の『蓮乗寺文書』である。この他に、今回の調査により、『福蔵寺文書』の中の天正十八年の「須金右衛門書状」、『教専寺所蔵文書』の中の「本願寺感状」を起源を解明する史料として付け加えることができた。『蓮乗寺文書』と右の史料とを併わせて、改めて和歌山における部落起源論については後日に改めて考察を加えたい。

附記 湯浅地域の四ヶ寺の史料調査にあたっては、同地域出身の辻岡豊氏の御協力を得た。文末ながら感謝の意を表したい。